

○神奈川県警察公印規程

(昭和 55 年 9 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)

改正	昭和 58 年 1 月 14 日神奈川県警察本部訓令第 1 号	昭和 60 年 2 月 12 日神奈川県警察本部訓令第 2 号	昭和 61 年 12 月 2 日神奈川県警察本部訓令第 15 号
	昭和 63 年 3 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 5 号	平成 2 年 11 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 18 号	平成 3 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 6 号
	平成 4 年 2 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 9 号	平成 4 年 3 月 17 日神奈川県警察本部訓令第 13 号	平成 4 年 10 月 6 日神奈川県警察本部訓令第 33 号
	平成 6 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 3 号	平成 7 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 3 号	平成 8 年 3 月 19 日神奈川県警察本部訓令第 4 号
	平成 10 年 9 月 18 日神奈川県警察本部訓令第 13 号	平成 12 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 7 号	平成 13 年 3 月 23 日神奈川県警察本部訓令第 7 号
	平成 13 年 12 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 27 号	平成 14 年 5 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 21 号	平成 16 年 9 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 13 号
	平成 17 年 3 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 8 号	平成 17 年 3 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 9 号	平成 18 年 1 月 18 日神奈川県警察本部訓令第 3 号
	平成 18 年 5 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 17 号	平成 20 年 11 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 21 号	平成 21 年 10 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 20 号
	平成 22 年 3 月 3 日神奈川県警察本部訓令第 3 号	平成 24 年 1 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 2 号	平成 24 年 11 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 20 号
	平成 26 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 3 号	平成 27 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 7 号	平成 28 年 4 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 12 号
	平成 29 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 10 号	平成 30 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 7 号	平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号
	令和元年 6 月 17 日神奈川県警察本部訓令第 9 号	令和 3 年 8 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 14 号	

神奈川県警察公印規程を次のように定める。

神奈川県警察公印規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか神奈川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)及び神奈川県警察(以下「県警察」という。)の公印について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公印 公務上作成された文書に使用する印章で、その印章を押印することにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(2) 所属長 警察本部の課長、室長及び部の附置機関の長、市警察部長、方面本部長、サイバーセキュリティ対策本部長、警察学校長並びに警察署長をいう。

(公印の種別等)

第3条 公安委員会の公印の備付箇所及び備付個数並びに県警察の公印の種別、名称、ひな型、書体、寸法、材質、備付箇所及び備付個数は、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第4条 県警察に、公印の管理責任者を置き、総務部長をもつて充てる。

2 管理責任者は、公安委員会及び県警察の公印の管理に関する事務を掌理する。

(管理責任者の補佐)

第4条の2 総務部総務課長(以下「総務課長」という。)は、管理責任者の事務を補佐する。

(保管責任者等)

第5条 所属に、公印の保管責任者及び副保管責任者(以下「保管責任者等」という。)を置き、別表に規定する者をもつて充てる。

2 保管責任者は、保管に係る公印の保管、使用等に関する事務を掌理する。

3 副保管責任者は、保管責任者を補佐し、保管責任者の命を受け、その事務を処理する。

(執行補助者)

第5条の2 保管責任者は、公印のうち別表の生活安全事務専用印、交通事務専用印、公安委員会押出印及び警察本部長印(仮運転免許証備考欄押印用のものに限る。)(以下「事務専用印等」という。)の使用に関し、これを補助する者(以下「執行補助者」という。)を指定する。

(公印の新調、改刻、廃止等)

第6条 管理責任者は、公印の新調、改刻又は廃止を行う。

2 所属長は、公印の新調又は改刻の必要があるときは、公印新調・改刻承認申請書(第1号様式)により管理責任者(総務課長経由)の承認を得なければならない。

3 所属長は、改刻又は廃止のため不用となつた公印は、公印返納報告書(第2号様式)により管理責任者(総務課長経由)に速やかに返納しなければならない。

4 管理責任者は、前項の規定により返納された公印は、速やかに廃棄しなければならない。

(公印台帳)

第7条 管理責任者は、公印台帳(第3号様式)を備え、公印を新調し、改刻し、及び廃止したときは、当該公印の印影を登録し、必要事項を記入しなければならない。

2 前項に規定する公印台帳は、総務部総務課に備え付けるものとする。

(公印の保管)

第8条 保管責任者等は、公印を所定の印箱に収め、使用しないときは、施錠設備のある鉄製の金庫等に収納して厳重に保管しなければならない。

(公印の使用)

第9条 公印は、保管責任者等が使用するものとする。ただし、執行補助者が保管責任者等の管理の下、事務専用印等を使用する場合及び押印の請求者が保管責任者等の許可を受け、その面前で使用する場合は、この限りでない。

2 公印の使用を必要とする場合は、押印を必要とする文書に決裁済の原議又は押印の必要を証明する文書を添えて、保管責任者又は副保管責任者に提示しなければならない。ただし、執行補助者が事務専用印等を使用する場合は、この限りでない。

3 執行補助者は、事務専用印等を使用しないときは、当該事務専用印等を速やかに保管責任者又は副保管責任者に返還するものとする。ただし、保管責任者等が不在で、返還することが困難なときは、この限りでない。

4 公安委員会の公印(公安委員会之印及び国外運転免許証専用印に限る。)の使用を必要とする場合は、第2項のほか、公安委員会公印使用簿(第4号様式)に必要事項を記入し、保管責任者の承認を得なければならない。

(公印の印影の印刷等)

第10条 証票等で特に必要があると認められるものについては、公印の印影を印刷し、又は写真撮影をすることができる。

2 前項の場合において、所属長は、公印印影印刷承認申請書(第5号様式)により管理責任者に申請して、その承認を受けなければならない。ただし、特定の事務を処理するため公印の印影を電子計算機に記録させた上で印刷する場合は、電子計算機による公印印影印刷承認申請書(第5号様式の2)により承認を受けるものとする。

(点検)

第10条の2 所属長は、年1回以上所属において保有する公印の保管状況について点検を行わなければならない。

2 管理責任者は、必要と認めるときは、所属長に前項の点検を行うよう指示するものとする。

(事故の報告)

第11条 所属長は、公印の紛失、不正使用、偽造事犯等の事故があつたときは、管理責任者に公印事故発生報告書(第6号様式)を速やかに提出しなければならない。

(取扱上の注意)

第12条 公印の取扱いに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公印を放置しないこと。
- (2) 公印をみだりに他人に手渡さないこと。
- (3) 公印を損傷しないように丁寧に扱うこと。

- (4) 公印を清潔に保ち、印影を鮮明にすること。
- 2 公印の印影を印刷した証票等は、公印に準じて取り扱わなければならない。

(細目的事項)

第13条 この訓令の施行に関し必要な細目的事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和55年10月1日から施行する。
- 2 神奈川県警察公印規程(昭和36年神奈川県警察本部訓令第1号)は、廃止する。
- 3 この訓令施行の際現に使用中の公印は、この訓令の相当規定による公印とみなす。

附 則(昭和58年1月14日神奈川県警察本部訓令第1号)抄

- 1 この訓令は、昭和58年1月15日から施行する。

附 則(昭和60年2月12日神奈川県警察本部訓令第2号)

この訓令は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則(昭和61年12月2日神奈川県警察本部訓令第15号)

この訓令は、昭和61年12月2日から施行する。

附 則(昭和63年3月28日神奈川県警察本部訓令第5号)抄

- 1 この訓令は、昭和63年4月1日から施行する〔後略〕。

附 則(平成2年11月1日神奈川県警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成3年3月27日神奈川県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年2月26日神奈川県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則(平成4年3月17日神奈川県警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年10月6日神奈川県警察本部訓令第33号)

この訓令は、平成4年10月8日から施行する。

附 則(平成6年3月30日神奈川県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月24日神奈川県警察本部訓令第3号)

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成8年3月19日神奈川県警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則(平成10年9月18日神奈川県警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日神奈川県警察本部訓令第7号)

附 則(平成13年3月23日神奈川県警察本部訓令第7号)

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県警察本部酌酏者専用保護室運営規程(昭和39年神奈川県警察本部訓令第10号)は、廃止する。

附 則(平成13年12月20日神奈川県警察本部訓令第27号)

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に貸与された第1条の規定による改正前の神奈川県警察一般職員身分証明書取扱規程第1号様式による身分証明書は、同条の規程による改正後の神奈川県警察一般職員身分証明書取扱規程第1号様式による身分証明書とみなす。

附 則(平成14年5月31日神奈川県警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成16年9月7日神奈川県警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成16年9月14日から施行する。

附 則(平成17年3月29日神奈川県警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日神奈川県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 18 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 17 号)  
この訓令は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 21 号)  
この訓令は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 20 号)  
この訓令は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 3 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)  
この訓令は、平成 22 年 3 月 3 日から施行する。

附 則(平成 24 年 1 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 2 号)  
この訓令は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 20 号)  
この訓令は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)  
この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 7 号)  
この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)  
この訓令は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)  
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 7 号)  
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)  
この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年6月17日神奈川県警察本部訓令第9号)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

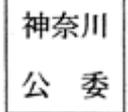
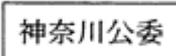
附 則(令和3年8月27日神奈川県警察本部訓令第14号)

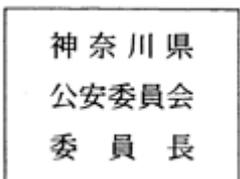
この訓令は、令和3年9月10日から施行する。

別表(第3条、第5条関係)

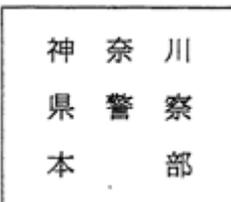
1 神奈川県公安委員会関係

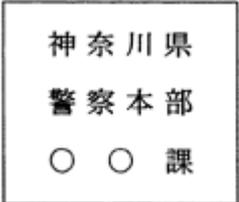
種別	名称	ひな型	備付箇所	備付個数	保管責任者	副保管責任者
庁印	公安委員会印		公安委員会	1	総務課長	総務課公安委員会室長
	公安委員会之印		総務課	1	総務課長	総務課公安委員会室長
			生活安全総務課	1	生活安全総務課長	生活安全総務課課長代理
			人身安全対策課	1	人身安全対策課長	人身安全対策課課長代理
			交通総務課	1	交通総務課長	交通総務課課長代理
			交通規制課	1	交通規制課長	交通規制課課長代理
			交通指導課	1	交通指導課長	交通指導課課長代理
			交通捜査課	1	交通捜査課長	交通捜査課課長代理
			駐車対策課	1	駐車対策課長	駐車対策課課長代理
			運転免許課	1	運転免許課長	運転免許課課長代理

		運転教育課	1	運転教育課長	運転教育課課長代理
		警備課	1	警備課長	警備課課長代理
		各警察署	1	警察署長	副署長
公安委員会中印		総務課	1	総務課長	総務課公安委員会室長
		生活安全総務課	1	生活安全総務課長	生活安全総務課課長代理
		少年育成課	1	少年育成課長	少年育成課課長代理
		交通総務課	1	交通総務課長	交通総務課課長代理
		駐車対策課	1	駐車対策課長	駐車対策課課長代理
公安委員会小印		駐車対策課	1	駐車対策課長	駐車対策課課長代理
		運転免許課	1	運転免許課長	運転免許課課長代理
国外運転免許証専用印		運転免許課	1	運転免許課長	運転免許課課長代理
国外運転免許証専用小印		運転免許課	1	運転免許課長	運転免許課課長補佐のうち運転免許課長の指名する者
		運転教育課	1	運転教育課長	運転教育課課長補佐のうち運転教育課長の指名する者
生活安全事務専用印		生活安全総務課	1	生活安全総務課長	生活安全総務課課長補佐のうち生活安全総務課長の指名する者
		各警察署	1	警察署長	生活安全課長又は生活安全第一課長
交通事務専用印		運転免許課	14	運転免許課長	運転免許課課長補佐のうち運転免許課長の指名する者
		運転教育課	5	運転教育課長	運転教育課課長補佐のうち運転教育課長の指名する者

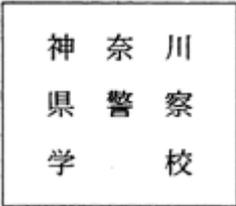
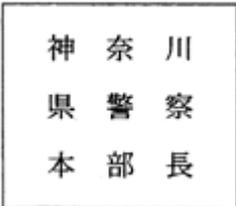
			各警察署	1	警察署長	交通課長、交通第一課長又は交通地域課長
	公安委員会押出印		総務課	1	総務課課長代理	総務課公安委員会室長
			生活安全総務課	1	生活安全総務課課長代理	生活安全総務課課長補佐のうち生活安全総務課長の指名する者
			駐車対策課	1	駐車対策課課長代理	駐車対策課課長補佐のうち駐車対策課長の指名する者
			運転免許課	6	運転免許課課長代理	運転免許課課長補佐のうち運転免許課長の指名する者
			運転教育課	1	運転教育課課長代理	運転教育課課長補佐のうち運転教育課長の指名する者
			各警察署	1	副署長	生活安全課長又は生活安全第一課長
職印	公安委員会委員長印		公安委員会	1	総務課長	総務課公安委員会室長

## 2 神奈川県警察関係

種別	名称	ひな型	書体	寸法	材質	備付箇所	備付個数	保管責任者	副保管責任者	備考
庁印	警察本部印		てん書	方36mm	木	総務課	1	総務課課長代理	総務課庶務係長	
				方15mm	木	警務課	1	警務課課長代理	警務課人事企画係長	一般職員の身分証明書の押印

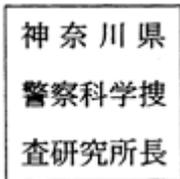
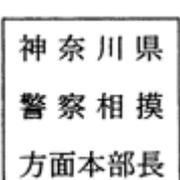
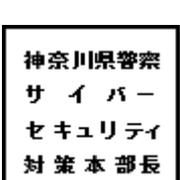
		かい書	長径 27mm 短径 15mm 外周の線 80本 外周の線の長さ 1mm	金属	装備課	1	装備課 課長代理	装備課 係長	交通巡視員証の 写真と台紙との 契印
課印		てん書	方 27mm	木	各課(刑事部組織犯罪対策本部(以下この表において「組織犯罪対策本部」という。)の各課及び交通部運転免許本部(以下この表において「免許本部」という。)の各課を除く。)	1	当該課の 課長代理	当該課の 庶務係長 又は企画 係長	
		てん書	方 27mm	木	組織犯罪対策本部の各課	1	当該課の 課長代理	当該課の 庶務係長 又は企画 係長	

	神奈川県 警察本部 運転免許本部 ○○課	てん書	方 2 7mm	木	免許本部の各課	1	当該課の課長代理	当該課の庶務係長又は企画係長	
監察官室印	神奈川県 警察本部 監察官室	てん書	方 2 7mm	木	監察官室	1	監察官室室長代理	監察官室庶務係長	
隊印	神奈川県 警察○○ ○○○隊	てん書	方 2 7mm	木	各隊	1	当該隊の副隊長	当該隊の隊本部員のうち隊長の指名する者	部の附置機関に限る。
科学捜査研究所印	神奈川県 警察科学 捜査研究所	てん書	方 2 7mm	木	科学捜査研究所	1	次長	企画科長	
市警察部印	神奈川県 警察○○ 市警察部	てん書	方 3 6mm	木	各市警察部	1	当該市警察部の副部長	当該市警察部の庶務係長	
相模方面本部印	神奈川県 警察相模 方面本部	てん書	方 3 6mm	木	相模方面本部	1	相模方面本部副本部長	相模方面本部庶務係長	
サイバーセキュリティ	神奈川県警察 サイバー セキュリティ 対策本部	てん書	方 3 6mm	木	サイバーセキュリティ対策本部	1	サイバーセキュリティ対策	庶務係長	

対策本部							本部 副本部長		
警察学校印		てん書	方 2 7mm	木	警察学校	1	副校長	庶務課長	
警察署印		てん書	方 3 6mm	木	各警察署	1	当該警察署の副署長	当該警察署の警務課長	
職印		てん書	方 3 0mm	木	総務課	1	総務課長	総務課課長代理	
					総務課	1	総務課長	総務課課長代理	
					交通指導課	1	通告官	通告補佐官	交通反則事件の処理に関する文書の押印
		丸ゴシック体	直径 22mm	金属	総務課	1	総務課長	総務課課長代理	
					運転免許課	2	運転免許課長	運転免許課課長代理	仮運転免許証の写真と台紙の契印
神奈川県警察本部長		楷書	縦 5 mm 横 2 0mm	木	運転免許課	2	運転免許課長	運転免許課課長補佐のうち運転免許課長の指名する者	仮運転免許証の備考欄の押印

					運転教育課	6	運転教育課長	運転教育課課長補佐のうち運転教育課長の指名する者	聴聞通知書等の記載事項欄の押印
					警察署	1	警察署長	交通課長、交通第一課長又は交通地域課長	仮運転免許証の備考欄の押印
部長印	神奈川県警察本部 ○○部長	てん書	方 2 1mm	木	各部	1	当該部長	課長のうち部長の指名する者	
	神奈川県警察本部 ○○○ ○本部長	てん書	方 2 1mm	木	組織犯罪対策本部	1	組織犯罪対策本部長	組織犯罪分析課長	
					免許本部	1	運転免許本部長	運転免許課長	
	神奈川県警察本部 ○○部長 之印	てん書	方 2 1mm	木	各参事官室	1	当該部の参事官	課長のうち参事官の指名する者	参事官の専決文書押印
参事官印	神奈川県警察本部 ○○部 参事官	てん書	方 2 1mm	木	各参事官室	1	当該部の参事官	課長のうち参事官の指名する者	

課長 印	神奈川県 警察本部 〇〇課長	てん書	方 2 1mm	木	各課(組織犯罪対策本部の各課及び免許本部の各課を除く。)	1	当該課長	当該課の課長代理	
	神奈川県 警察本部 組織犯罪対策本部 〇〇課長	てん書	方 2 1mm	木	組織犯罪対策本部の各課	1	当該課長	当該課の課長代理	
	神奈川県 警察本部 運転免許本部 〇〇課長	てん書	方 2 1mm	木	免許本部の各課	1	当該課長	当該課の課長代理	
	神奈川県 警察本部 〇〇〇〇 課長之印	てん書	方 2 1mm	木	サイバー犯罪捜査課、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、交通指導課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事第一課及び外事第二課	1	当該課の課長代理	当該課の警視の階級にある者のうち、課長が指名する者	課長代理の専決文書の押印
	神奈川県 警察本部 組織犯罪対策本部 〇〇〇〇 課長之印	てん書	方 2 1mm	木	組織犯罪対策本部の各課	1	当該課の課長代理	当該課の警視の階級にある者のうち、課長が指名する者	課長代理の専決文書の押印
監察官室 長印	神奈川県 警察本部 監察官室長	てん書	方 2 1mm	木	監察官室	1	監察官室長	室長代理	

隊長 印		てん書	方 2 1mm	木	各隊	1	当該隊長	当該隊の副隊長	部の附置機関に限る。
		てん書	方 2 1mm	木	自動車警ら隊、鉄道警察隊、機動捜査隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊	1	当該隊の副隊長	当該隊の隊本部員のうち隊長の指名する者	副隊長の専決文書の押印
科学捜査研究所長 印		てん書	方 2 1mm	木	科学捜査研究所	1	科学捜査研究所長	次長	
市警察部長 印		てん書	方 3 0mm	木	各市警察部	1	当該市警察部長	当該市警察部の副部長	
相模方面本部長 印		てん書	方 2 1mm	木	相模方面本部	1	相模方面本部長	相模方面本部副部長	
サイバーセキュリティ対策本部長 印		てん書	方 2 1mm	木	サイバーセキュリティ対策本部	1	サイバーセキュリティ対策本部長	サイバーセキュリティ対策副部長	

		てん書	方 2 1mm	木	サイバーセキュリティ対策本部	1	サイバーセキュリティ対策本部 副本部長	管理官	
警察 学校 長印		てん書	方 2 1mm	木	警察学校	1	警察 学校 長	副校長	
警察 署長 印		てん書	方 2 1mm	木	各警察署	1	当該 警察 署長	当該警察 署の副署 長	
		てん書	方 2 1mm	木	各警察署	1	当該 警察 署の 副署 長	当該警察 署の警務 課長	副署 長、担 当次長 及び課 長の専 決文書 の押印

注 公印のひな型中に示した文字の配列は、文字の数を勘案して変更することができる。

### 第1号様式(第6条関係)

公印(新調/改刻)承認申請書  
[別紙参照]

### 第2号様式(第6条関係)

公印返納報告書  
[別紙参照]

### 第3号様式(第7条関係)

公印台帳  
[別紙参照]

第4号様式(第9条関係)

公安委員会公印使用簿  
[別紙参照]

第5号様式(第10条関係)

公印印影印刷承認申請書  
[別紙参照]

第5号様式の2(第10条関係)

電子計算機による公印印影印刷承認申請書  
[別紙参照]

第6号様式(第11条関係)

公印事故発生報告書  
[別紙参照]